

## 4月1日から 障害者福祉の制度が変わります

4月から障害者福祉のサービスが、現行の「措置制度」から「支援費制度」に変わります。「支援費制度」は障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを提供する制度です。

たいサービスを決めて、町に申請する  
受給者証が交付される  
自分で利用する施設や事業者を選んで契約する  
サービスを利用したときの利用料は、施設または事業者に支払う（現在は、町に支

## 1月1日から 老人医療の患者負担が変わります

老人医療（65歳以上70歳未満で老人医療証を持っている人）の患者負担の割合が所得に応じて、一般の人は1割、一定以上所得者は2割負担となります。  
新しい受給者証を送付して

おりますので、旧の受給者証については、健康福祉課または、日生・六瀬住民センターへ返還してください。  
問い合わせは、健康福祉課（766・0001）へ。

払っています）  
利用者の訪問調査  
支援費制度では、サービスを利用する場合は、事前に申請をしてください。  
町は、申請を受け付けた後、支給の要否を決めるため、調査を行います。調査をする前に連絡をすることとしています。  
問い合わせは、健康福祉課（766・0001）へ。

表1 老人医療患者負担額（月額）

区分	外来	自己負担限度額（入院）
一定以上所得者（1）	40,200円	72,300円 + 1% （40,200円 3）
一般	12,000円	40,200円
低所得者（2）	8,000円	24,600円 15,000円

- 次のいずれかに該当する場合  
本人の課税所得が124万円以上ある場合  
本人の課税所得が124万円未満でも、同一世帯で住民税課税所得が124万円以上ある65歳以上の世帯員がいる場合
- 低所得者とは、世帯主および世帯全員が住民税非課税である人。また、低所得者とは、の条件に加え、世帯全員の年間所得が、0円（ただし、年金の場合は、年収65万円以下）となる人
- （ ）内の数字40,200円は年4回以上、高額医療費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額



## 消費生活の アドバイス

> 140 <

### 自覚しよう！大人としての契約責任

事例 20歳になると、大人の仲間入りをしたと言われます。未成年は大人と違い契約などの面でいろいろ保護されていると聞きます。どのような面が違い、どのようなことに注意が必要ですか。

回答 20歳未満の未成年者は社会人としての知識、経験、家計管理能力などが未熟であるため、未成年者一人での契約の判断をすると不利益を被る危険があります。民法では未成年者が婚姻をしている場合を除き、親権者の同意がない契約は原則として取り消すことができますと定めています。そして、一律20歳になれば社会人でも学生でも一人前の成人と定め、個別的な個性や成育状態、学歴などの考慮はなく、十分な判断力を持った大人となります。大人である以上自分の行った契約について責任が発生し、いったん契約が成立すれば一方的に解除はできません。そのため、若者をねらう悪徳業者は誕生日を過ぎるのを待って、行動するところもあるようです。若者の被害の多くは、業者がまるで友人みたいに個人名を名乗って電話をかけてきて、「一

度、会いたい」とデートに誘うように呼び出し、高額な宝石や毛皮、絵画などを買わせる「デート商法」や、はっきり目的も告げずに「説明会」「イベント」などと誘い、簡単に楽しくて儲かると言って、販売組織に加入させピラミッド型に会員を増やしながら商品を販売していく「マルチ商法」などがあります。業者は若者が持っている「夢」や「甘さ」に付け込んできます。またクレジットが普及したため、クレジットが借金であるという認識が甘く、月々の支払い額だけで考え、支払い期間、支払い総額に対する認識が浅く、後悔することが多いようです。たとえば、100万円を60回（5年間）払いでクレジットを組んだ場合は、月々の支払いは1万7千

円ほどですが、年2回ボーナス時にはさらに5万円が増え、支払総額は150万円近くにもなります。業者は契約時には月々の支払い額だけを強調し、「このぐらいの支払いなら、皆さんしている」などと、ローンの支払いがあるのが当然というように説明をすることが多いようです。しかし、クレジットは借金です。将来の収入が有る無しにかかわらず、必ず返済しなければならぬということを確認したうえで、慎重に利用したいものです。「あなただけ」「今だけ」「うまい話」には気をつけて、路上や知らない人からの電話は相手にしないようにしましょう。疑問な点は、消費生活相談コーナー（766・1111）へ。

## 町営住宅（2戸）入居者を募集

### 申込資格

平成14年9月30日以前から町内に在住・在勤の人  
現在同居の親族のある人で夫婦または親子を主とし、2人以上同居できる人（他要件有）  
政令月収入額が、200,000円（入居者もしくは同居者が身体障害者である場合は、268,000円）以下であること

### 募集住宅の概要

室構成および家賃 政令月収入額により算出（下表のとおり）

所在地 若葉1丁目50-1  
構造 鉄筋コンクリート造  
入居日 入居許可日（1月下旬の予定）から10日以内

### 申込みの受付

都市整備課備え付けの申込み用紙に必要事項を記入し、同課へ提出してください。申込み多数の場合は抽選となります。

### 受付期間

1月7日～同17日 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

問い合わせは、都市整備課（766-8704）へ。

### 室構成および家賃

室番	室構成 面積	政令月収入額				対象
		0～123,000円	123,000円～153,000円	153,000円～178,000円	178,000円～200,000円	
206	4LDK 74.2㎡	28,900円	35,100円	41,500円	47,900円	一般世帯対象
309	3LDK 68.0㎡	27,600円	33,400円	39,600円	45,700円	

政令月収入額の計算方法 「政令月収入額＝（申込家族の年間総所得額－（同居親族控除額×人数））÷12カ月」（政令月収入額は、申込本人および同居親族（予定者・婚約者含む）で収入のある人全員の総所得額の合計から、同居親族1人につき38万円、その他老人1人につき10万円、障害者1人につき27万円などを控除した後の金額を月額に換算します）

## し尿収集日程

地区名	1月	2月	3月
肝川・猪瀬・鏡山・広橋	6	3	3
上野・柏梨田	7	3	4
紫合・猪名川荘苑	7	4	4
原・民田	8	4	5
上阿古谷・下阿古谷	8	4	5
北野・南田原	8	4	5
北田原	9	5	6
万善・槻並	10・14	5	7・10・11
木津・東山	14	6	12
木津上	14	6	13
木間生・初原・林田	15・16	6・7	14・15
笹尾	17	7・17	15
清水・清水東	17・20	18・19	16・17
仁頂寺・島	21	20	18
鎌倉	22	21	19
杉生	23・27・28	24・25	23・24
西畑・柏原	29・30・31	26・27・28	25・28・30

2月8日から同16日の間、処理場工事のため収集を中止します。問い合わせは、生活環境課（766-8712）へ。



昨年行われた消防団員による一斉放水  
問い合わせは、消防本部（766・0119）へ。

## 消防出初式

とき 1月12日（日）午前9時30分

ところ 文化体育館、総合公園

内容 消防署・消防団・防火クラブなどによる行進や消防演技  
当日は、文化体育館の駐車場などを使用しますので、図書館や中央公民館をご利用の皆さんに大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

## 平成15年 成人式に出席を

とき 1月13日（祝）午前10時～  
受付開始 午前9時15分～  
ところ 文化体育館（イナホール）

### 内容

第1部 オープニング、式典  
第2部 若人の集い

式典終了後隣接する総合公園で、子ども会連絡協議会による新春たこあげ大会が行われ、子どもたちが新成人を祝ってくれますので、参加ください。

対象 昭和57年4月2日～同58年4月1日生まれ

対象者には、案内ハガキを郵送します。多数ご参加ください。  
問い合わせは、生涯学習課（767-2600）へ。



昨年の成人式の様子